

## 青少年育成市町村民会議活動促進補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栃木県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）の交付する青少年育成市町村民会議活動促進補助金について、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象市町村民会議)

第2条 補助金の交付対象となる市町村民会議は、県民会議理事長（以下「理事長」という。）が、認定基準に基づき市町村民会議として認定した団体（以下「市町村民会議」という。）とする。

### (補助対象とする事業)

第3条 補助の対象とする事業は、市町村民会議が事業計画に基づいて、青少年のための社会環境の浄化活動や健全な家庭づくり推進活動など、青少年健全育成のために行う事業とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1市町村民会議当たり、30,000円とする。

### (補助金申請、決定、交付等)

第5条 補助対象市町村民会議は、補助を受けようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式1）を、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合には、当該事業に係る審査内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請した市町村民会議に通知するものとする。

3 交付決定通知を受けた市町村民会議は、補助金交付請求書（別紙様式2）を理事長に提出しなければならない。

4 この補助金の交付決定後において、第3条に掲げる事業を中止または廃止する場合は、理事長に申し出て、その指示を受けるものとする。

### (実績報告)

第6条 補助金交付市町村民会議は、事業完了後、県民会議の指定する日までに実績報告書（別紙様式3）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の実績報告書により補助金の額を確定するものとする。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### (附則)

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。